

平成16年3月15日制定（国空航第1115号、国空機第1225号）

平成23年6月30日一部改正（国空航第516号、国空機第280号）

令和4年4月1日一部改正（国空航第3099号、国空機第1186号）

サーキュラー

国土交通省航空局安全部
安全政策課長

件名：高度計及び静圧系統の規格及び点検について

1. 高度計の規格

民間航空機に装備する高度計の規格は、適正な高度間隔を確保させるため、下記のものとする。

- 1) 高度16,000ft 以上20,000ft 未満で飛行する航空機については、TSO-C10a相当の精度を有するもの。
- 2) 高度20,000ft 以上で飛行する航空機については、TSO-C10b相当の精度を有するもの。

2. 高度計及び静圧系統の定期点検間隔

第1項の精度を維持し運航の安全を図るため、24ヶ月を超えない間隔で高度計及び静圧系統の定期点検を行うこと。ただし、航空運送事業の用に供される航空機であって、当該航空機に適用される整備規程に高度計及び静圧系統の定期点検に係る整備要目が定められている場合は、当該整備要目による間隔で定期点検を行うこと。

3. 高度計及び静圧系統の定期点検項目及び点検要領

第2項の定期点検は、航空運送事業者であって整備規程に定める間隔にしたがって点検を実施する場合には当該整備規程に定める点検項目及び点検要領、それ以外の場合にはTCI-6-013-70「高度計及び静圧系統の検査要領」（高度計試験装置の保守を含む。昭和45年4月6日制定）により実施され、その規定を満足しなければならない。

ただし、高度計のスケール・エラーが、ある高度以上において許容値に入らない時は暫定的に規定を満足する高度計入手するまで、その高度以上を飛行してはならない旨、高度計の傍に最大高度を標示しなければならない。

4. 定期点検の実施

- 1) 定期点検は、機体メインテナンス・マニュアル等に指定された試験機器又は同等品を使用して実施すること。また、当該試験機器は、各々の取扱説明書、航空運送事業者にあっては整備規程、認定事業場にあっては業務規程または第3項に引用する「高度計及び静圧系統の検査要領 (TCI-6-013-70)」により点検、較正が行われなければならない。
- 2) 高度計及び静圧系統の定期点検が適切に実施されたことについて、下記の者による確認を受けなければならない。
 - a) 本点検の実施に係る業務について、航空法第20条に基づく国土交通大臣の認定を受けた事業場
 - b) 有資格整備士

5. 航空日誌への記載

高度計及び静圧系統の定期点検を実施した後は、航空法第58条第2項に定めるとおり航空日誌に記載しておかなければならない。ただし、航空運送事業者であって、整備規程に定める間隔及び定期点検項目で実施する場合は、航空日誌の記載を省略してよい。

附則

- 1 本通達は、平成16年3月15日から適用する。
- 2 本通達により、技術部長通達「高度計の規格」(昭和46年12月9日付空航第551号)、航空局長通達「定期点検を実施した高度計及び静圧系統の装備について」(昭和48年4月16日付空航第227号)及び検査課長通達「高度計及び静圧系統の規格及び点検について」(昭和52年5月14日付空検第322号)は廃止する。

附則(平成23年6月30日)

1. 本サーキュラーは、平成23年7月1日から適用する。

附則(令和4年4月1日)

1. 本サーキュラーは、令和4年4月1日から適用する。